



序章

1 はじめに

1 はじめに

(1) 計画改定の背景

「芦屋市都市計画マスタープラン」(以下、「本マスタープラン」)は、本市の特色を踏まえた目指すべき都市像とその実現のため、具体的な方針を示すものとして平成17年(2005年)に策定しました。

本市は、阪神・淡路大震災(平成7年(1995年))により甚大な被害を受けましたが、新たな市街地や都市基盤施設の整備などによる復旧・復興のまちづくりを推進してきました。

また、本マスタープランのまちづくりの理念に基づき、緑豊かで高質な都市空間づくりの推進や、人にも環境にもやさしく文化を育む活力ある国際文化住宅都市として、良好な景観や住環境を形成してきました。

しかし近年では、人口減少・少子高齢化の進展、未曾有の大規模災害の発生、更には、新型コロナウイルス感染症による生活様式や社会経済への影響など、社会情勢は大きく変化しています。今後は、これらの課題に対応していくためのより一層のまちづくりが必要です。

本マスタープランは、このような社会変化の中で、生活の利便性や都市の活力を維持し、豊かな自然や歴史・文化、住環境などの魅力ある芦屋のまちを、次の世代に継承していくための将来像や具体的なまちづくりの方向性を示すものとして改定を行いました。



大正3年頃

昭和41年頃

現在

写真 まちの変遷(阪神芦屋駅周辺)

(2) 計画の位置付け

本マスタープランは、「第5次総合計画」および「阪神地域都市計画区域マスタープラン」等の上位計画や分野別の関連計画と大きく関係していることから、これらの計画の内容を踏まえつつ策定しました。

また、「第5次総合計画」では、持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標であるSDGsの視点を取り入れており、本マスタープランにおいても、「第5次総合計画」と連携しながらSDGsの推進に向けて取組を進めていきます。

本マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後の令和12年度（2030年度）を目標年次としています。

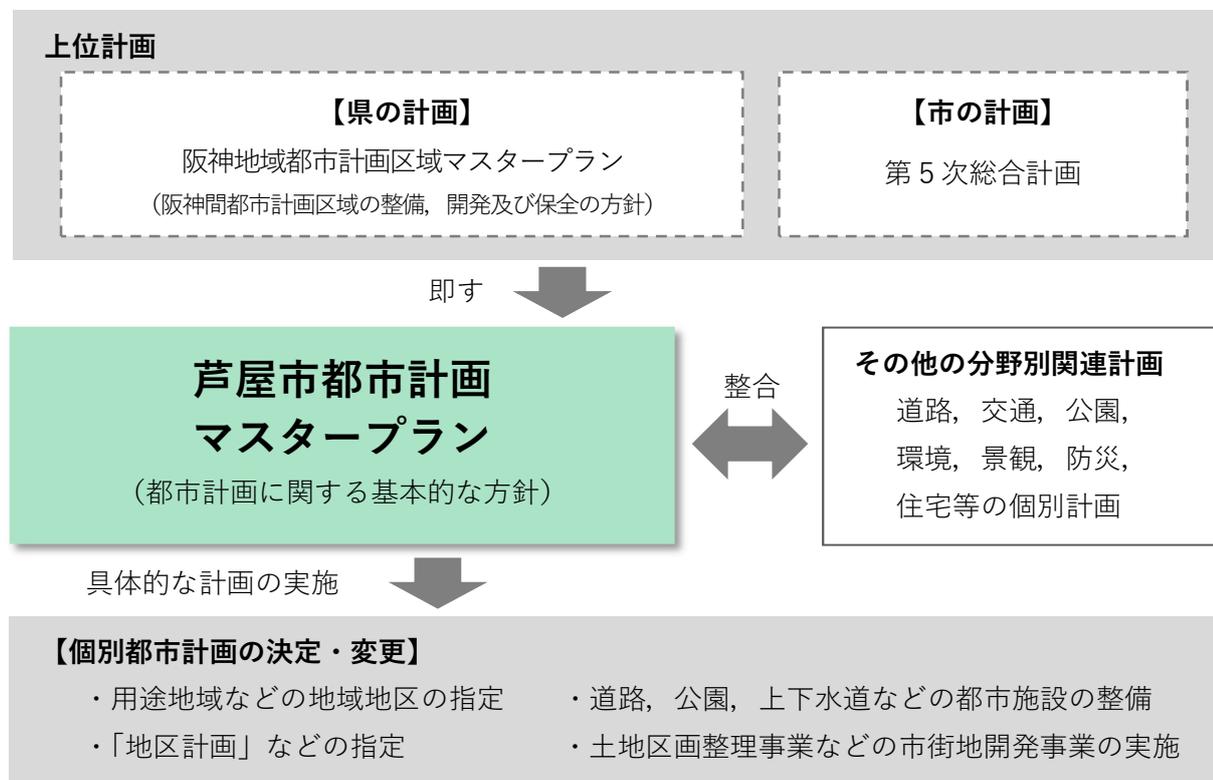


図 本マスタープランの位置付け

SDGs (エス・ディー・ジーズ) ～誰一人取り残さないまちの実現を目指して～

SDGsとは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された、令和12年（2030年）までに達成すべき持続可能な開発目標です。

貧困や不平等をなくし、地球環境を守るなど、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールと169のターゲットから構成され、総合的に解決しながら持続可能なより良い未来を築くことを目標としています。



SDGs 17の目標のアイコン

(3) 計画の目的

本マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置付けられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、上位計画などに即して定めるものです。

本マスタープランは、特に次に示すことを目的としています。

- **実現すべき具体的な都市の将来像を示します**

本市の将来像を明らかにし、今後のまちづくりの目標や方針を定めます。

- **土地利用規制や各種事業の都市計画決定、変更の指針とします**

都市計画を決定・変更する際の指針を定めます。

- **計画の実現に向けた市民との参画と協働のあり方を示します**

市民との参画と協働のまちづくりに向けた取組を示します。

(4) 計画の対象区域

本マスタープランの計画対象区域は、芦屋市全域とします。

本市は全域が阪神間都市計画区域に含まれ、本市の約北半分を占める六甲山系によって構成された北部地域を除く部分が市街化区域となっています。

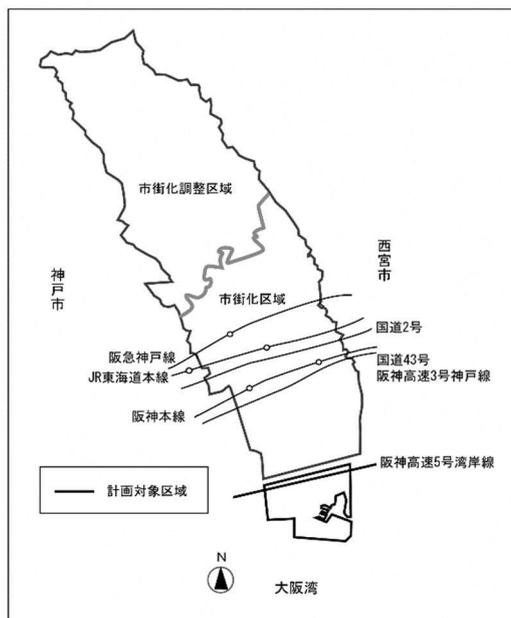


図 計画対象区域

(5) 改定の手順

本マスタープランは、下記の手順により改定を行いました。

